

英領バージン諸島会社設立及び維持ガイド(3) – 英領バージン諸島会社の主な特徴

概要

英領バージン諸島(BVI)は東カリブ海に位置し、プエルトリコの東約 80km のイギリス領です。公用語は英語、通貨は米ドルです。BVI の政治は安定し、BVI 政府はその安定性を維持することを約束しました。地元のビジネス環境は良好であり、インフラは整備しています。政府は、積極的にオフショア金融事業を奨励し、最先端技術の導入により、会社登記所のアップグレードを行っています。

1984 年に「国際事業会社法」を通過し、国際事業会社(IBC)を創設しました。国際事業会社は、投資者が最も利用されるオフショア会社の形態になっています。近年、BVI は特に極東で非常に人気があります。何故かという、ノリエガ政権の間にパナマから BVI に移住し、島に事務所を設立した弁護士たちは BVI を広く宣伝しましたから。

英領バージン諸島会社(BVI 海外会社)の特徴

国際貿易と投資に使用される会社の種類

「2004 年国際事業会社法」に基づき設立される国際事業会社です。

税務

国際事業会社は BVI において税金を納付する必要がありません。

法定と発行された株主資本

BVI 会社は通常 50,000 株の法定株主資本を持ち、株式を額面金額のある又は額面なしで設定できます。これは、会社は設立時に設定できる最大の株式資本です。株式資本は任意の通貨で設定することができます。発行済み株式資本の最小額は 1 額面株式又は 1 無額面株式です。

詳細について「英領バージン諸島事業会社の資本金」をご参照ください。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシルコート13階1302室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブロムリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6, Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

株主

国籍を問わず、1人以上の株主は必要です。法人も BVI 会社の株主になれることができますが、記名株式を発行する必要があります。株主の情報は BVI に開示する必要はありませんが、会社の BVI における登録住所に株主名簿が保存される必要があります。

取締役

国籍を問わず、1人以上の取締役は必要です。法人も取締役を務めることができます。取締役名簿は会社登記所に保存される必要があります。

年次申告書

年次申告書又は財務諸表の提出は不要です。但し、年度ライセンス料を期日までに支払われない場合、ライセンス料の最大 50%の罰金が発生することに注意する必要があります。

BVI 会社の名称

「国際事業会社法」に基づき設立された会社は、名称に「Limited」、「Corporation」、「Incorporated」、「Societe Anonyme」もしくは「Sociedad Anonima」、又はそれらの略称の「Ltd」、「Corp」、「Inc」もしくは「S.A.」が含まれる必要があります。会社は上述の全称又は略称の使用を選択することができます。

使用しようとする会社名が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会社名で「国際事業会社法」に基づき会社を設立することができません。

1. 国際事業会社法又は会社法に基づき設立された会社の名所と一致し、又は類似しているため、誤解を招く可能性があります。但し、その会社の承認を取得した場合、この限りではありません。
2. 「Assurance（担保）」、「Bank（銀行）」、「Building Society（建築協会）」、「Chamber of Commerce（商会）」、「Chartered（特許）」、「Cooperative（労働組合）」、「Imperial（帝国）」、「Insurance（保険）」、「Municipal（市政）」、「Royal（王室）」、「Trust Company（信託会社）」及び「Trustee company（受託会社）」、又は類似する用語が含まれます。或は、①女王陛下や王室メンバーによって後援され、②政府又はその部門との繋がりがあり、③当局やその他の場所の政府もしくはローヤル憲章に基づき設立された社団や機関との繋がりがあろう、誤解・誘導する可能性があるため、会社登記所によって判断されている用語が含まれます。

設立時の会社名称は国際事業会社法又は会社法に基づき設立された会社の名所と一致し、又は類似している場合は、誤解を招く可能性があります。会社登記所は既存会社の同意なしに、後から設立された会社に名称変更通知書を発行することができます。当該会社は通知の日から 60 日以内に社名を変更しなかった場合、会社登記所は当該会社の定款を直接変更し、社名を登記所の長官が適切と考える社名に変更します。会社登記所は官報に会社名称の変更に関する公告を掲載する必要があります。

社名の変更は、会社の権利又は義務に影響を与えず、会社が提起し、又は会社に提起される法的手続きを無効にしません。元の社名で会社に対する全ての法的手続きは新たな社名で継続することができます。

登録住所

「国際事業会社法」に基づき設立された会社は、登録住所が常に BVI にある必要があります。登録住所は会社又はその登録代理人が BVI に設立した事務所であればなりません。

BVI 登録代理人

「国際事業会社法」に基づき設立された会社は、常に BVI に登録代理人がいる必要があります。登録代理人は 1990 年「会社管理法」及び 1990 年「銀行及び信託会社法」に従い、登録代理人ライセンスを取得する必要があります。

登録代理人の名称、住所、代理する会社名又は会社の署名権者の氏名、1990 年「銀行及び信託会社法」に従い登録代理人ライセンスを取得する日付、登録代理人でなくなった日が記載されている登録代理人登録簿は会社登記所に保存されています。登録代理人でなくなった日は、ライセンスを更新せず、又は死亡し、又は 1990 年「会社管理法」及び 1990 年「銀行及び信託会社法」の規定により解散・清算されるため、登録代理人ライセンスの更新を停止する日となります。

会社登記所は毎年 2 月中、その年の 1 月 31 日登録代理人登録簿に記載されている登録代理人のリストを開示します。登録情報が変更された場合、登録代理人は会社登記所に即時通知し、行政局によって規定されている料金を納付しなければなりません。会社登記所登録代理人登録簿に当該変更を記録する必要があります。

守秘義務

会社の守秘義務を規定する特定の法規制がありませんが、BVI は英国のコモンローも適用するため、専門家はその顧客の業務に対して機密を保持する義務があります。

関連情報:

[「英領バージン諸島会社設立の手続きと費用」](#)

[「英領バージン諸島既存会社設立手続きと年間維持」](#)

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

サービス分野

会社設立

会社設立登記
リース協力
銀行口座の開設
合併・買収
維持変更
登記抹消と清算

会計・監査

財務コンサルティング
デューデリジェンス
会計記帳
法定監査
特別監査

税務

税務コンサルティング
税務計画
税務申告
税務審査
移転価格税制

知的財産権

商標の登録
商標権の侵害
商標の監視
外観設計登録
専利登録

人事

求人
労務派遣
給与の計算と支払
人事管理
法務のコンサルティング

ビザ

就労ビザ
ビジネスビザ
アントレ・パス (EntrePass)
投資移民
技術移民

お問い合わせ

深セン

中国深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

上海

中国上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

北京

中国北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

台北

台湾台北市大安区
忠孝東路四段142号
3樓之3郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号セシル・
コート13階132室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

ニューヨーク

米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

ロンドン

3階319室, One Elmfield Park
プロムリー, グレーター
ー・ロンドン, BR1 1LU
イギリス, 郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

啓源公認会計士事務所

香港クワンティン巧明街111号富利広場21階2101-05室
T: +852 2341 1444 E: info@kaizencpa.com

